専決処分を報告し、承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成25年6月4日提出

中間市長 松下 俊男

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月30日

中間市長 松下俊男

中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中間市国民健康保険税条例(昭和 45 年中間市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。第 6 条第 1 号中「の属する月以後 5 年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。)」の次に「及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第 3 号、第 7 条の 3 及び第 23 条において同じ。)」を加え、同条に次の 1 号を加える。

(3) 特定継続世帯 16,050円

第7条の3第1号中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 3,000円

第21条第2項中「すでに」を「既に」に改める。

第23条第1項中「ウに」を「オに」に改め、同項第1号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 11,235円

第23条第1項第1号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,100円

第23条第1項第2号中「24万5千円」を「24万5,000円」に改め、同号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 8,025円

第23条第1項第2号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1,500円

第23条第1項第3号イ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 3,210円

第23条第1項第3号エ(ア)中「以外」を「及び特定継続世帯以外」に改め、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 600円

第23条の2中「所得税法28条第2項」を「所得税法第28条第2項」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の中間市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

改正後

改正前

本則

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

- 第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所得者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日

以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯21,400円

- (2) (略)
- (3) 特定継続世帯 16,050円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額)

第7条の3 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

本則

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

- 第6条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の 区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯(特定同一世帯所得者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日<u>の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日</u>以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯

__(当該世帯に他の

被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)_____

N. H. & III. #

以外の世帯

21,400円

(2) (略)

(新設)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額)

第7条の3 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円
- (2) (略)
- (3) 特定継続世帯 3,000円

(徴収の特例)

第21条 (略)

2 前項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該 国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税に満たないことと なるときは、当該年度分の国民健康保険税額が確定した日以後の納 期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した国民健康保険税額 が当該年度分の国民健康保険税額を超えることとなるときは、法第 17条又は法第17条の2の規定の例によって、その過納額を還付 し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万 円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援 金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して 得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文 の介護納付金課税額から<u>才に</u>掲げる額を減額して得た額(当該減額し て得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア (略)

- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,980円

- (1) 特定世帯以外の世帯 4,000円
- (2) (略)

(新設)

(徴収の特例)

第21条 (略)

2 前項の規定によって国民健康保険税を賦課した場合において、当該 国民健康保険税額が当該年度分の国民健康保険税に満たないことと なるときは、当該年度分の国民健康保険税額が確定した日以後の納 期においてその不足税額を徴収し、<u>すでに</u>徴収した国民健康保険税 額が当該年度分の国民健康保険税額を超えることとなるときは、法 第17条又は法第17条の2の規定の例によって、その過納額を還付 し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して 課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万 円を超える場合には、51万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援 金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して 得た額が14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項本文 の介護納付金課税額から<u>ウに</u>掲げる額を減額して得た額(当該減額し て得た額が12万円を超える場合には、12万円)の合算額とする。
 - (1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33 万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア (略)

- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額
 - (ア) 特定世帯以外の世帯 14,980円

- (イ) (略)
- (ウ) 特定継続世帯 11.235円

ウ (略)

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,800円
 - (イ) (略)
 - (ウ) 特定継続世帯 2,100円

才 (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同一世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア (略)

- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,700円
 - (イ) (略)
 - (ウ) 特定継続世帯 8,025円

ウ (略)

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,000円

(イ) (略)

(新設)

ウ (略)

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める額
 - (ア) 特定世帯以外の世帯 2,800円

(イ) (略)

(新設)

才 (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者(当該納税義務者を除く。)及び特定同世帯所属者(当該納税義務者を除く。)1人につき24万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア (略)

- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額
 - (ア) 特定世帯以外の世帯 10,700円

(イ) (略)

(新設)

ウ (略)

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める額
 - (ア) 特定世帯以外の世帯 2,000円

(イ) (略)

(ウ) 特定継続世帯 1.500円

才 (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア (略)

- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,280円
 - (イ) (略)
 - (ウ) 特定継続世帯 3,210円

ウ (略)

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円
 - (イ) (略)
 - (ウ) 特定継続世帯 600円

才 (略)

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯 に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特 例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象 (イ) (略)

(新設)

才 (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア (略)

- イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる 世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額
 - (ア) 特定世帯以外の世帯 4,280円

(イ) (略)

(新設)

ウ (略)

- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める額
 - (ア) 特定世帯以外の世帯 800円

(イ) (略)

(新設)

才 (略)

2 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯 に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特 例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象 被保険者をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

被保険者をいう。第24条の2において同じ。)である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。